

令和 7 年第 2 回

瑞浪市議会定例会議案

(委員会提案)

令和 7 年 6 月 2 7 日

目 次

発議第 3 号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について……	1
---------	-------------------------------	---

発議第3号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

標記のことについて、次のとおり瑞浪市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年6月27日

提出者 議会運営委員会 委員長 渡 邊 康 弘

瑞浪市議会議長 柴 田 増 三 様

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となり得る地方自治体にとっても、その防止や救済は重大な課題である。

えん罪被害者を救済するための制度として再審があるが、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続きの審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続きの審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続きの審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、再審における証拠開示の問題は重要であり、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じている。これを是正するには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申し立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、「袴田事件」で再審無罪判決が確定し、さらに「福井女子中学生殺害事件」で再審開始決定が確定したという事実があり、これらは

現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

岐阜県瑞浪市議会

(提出先)

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		
法務大臣		